



みんなの力で 美しいまちづくり

建設課管理係 ☎0824-73-1150

市道などの美化活動について、自治会などを中心に多くの皆さんにご協力をいただいています。

「年を取って草刈りは大変だが、できる範囲でがんばるよ」

こうした市民の皆さん一人一人のおかげで、美しい庄原市が実現できています。

いつも、感謝しています。ありがとうございました。うございませう。

今年もよろしくお願いします。



市街地の美化活動

河川道路美化活動保険

庄原市

市は、参加者の皆さんに安心して活動していただくため、自治会や地域の団体が主催する美化活動に対して、保険制度を設けています。市が保険料を負担し、活動中のけがや事故に備えます。

●対象活動

市が管理する河川(普通河川)と道路(市道・農道・林道)で行う、清掃・草

刈り・植栽などの美化活動。

●対象者

河川道路活動計画書を提出された団体の活動参加者。

●保険内容

活動中のけがや事故の傷害・賠償補償。入院は1日3千円、通院は1日2千円など。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み

活動する15日前までに、河川道路美化活動計画書を建設課または各支所環境建設室へ提出してください。なお、毎年、申し込みが必要です。

市道草刈り交付金

市は、市道の草刈りを地域ぐるみで実施された地域団体に対して、片側延長1メートルにつき7円の交付金を交付する制度を設けています。

●受付期間

4月22日(木)～5月31日(月)

●申し込み

受付期間内に、建設課または各支所環境建設室へ申請書を提出してください。申請書は、各担当課にあります。

県アダプト 活動団体募集

県は、県が管理する道路(100メートル以上)・河川(50メートル以上)で、清掃・緑化・草刈りなどの活動を行う団体を募集しています。

平成22年度支援事業の説明会を4月28日(水)に県北部建設事務所庄原支所で開催します。

※アダプト活動は、アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民などが主体となって清掃・緑化活動などを中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動をいいます。

●県の支援

- ①希望する団体に団体名や企業名を記した表示板(アダプトサイン)を設置
- ②活動に伴う傷害・損害賠償保険の加入
- ③活動経費の一部を支援(活動奨励金の交付)

●問い合わせ

広島県土木局土木整備部道路河川管理課 ☎0822-228-2111(代表)
詳しい情報は県ホームページで
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1201591144712/index.html>